

第二回中国産冷凍食品による薬物中毒事案の実態把握に関する検討会概要

日時：平成 20 年 7 月 8 日（火）

13:00～15:00

場所：厚生労働省医薬食品局食品安全部会議室

出席委員：大野委員、熊谷委員、品川委員、中村委員、米谷委員、柳澤委員

欠席委員：吉岡委員

結果概要：本検討会の議論を踏まえて、（１）中国産冷凍食品による食中毒事案の確定症例のまとめ（２）都道府県からの相談・報告事例のまとめ（３）当該中国産冷凍食品による食中毒事案に関する回収食品の検査状況の概要をまとめ、「中国産冷凍食品による薬物事案の実態把握に関する調査」中間報告をとりまとめることが確認された。

今後の予定：食品衛生分科会に中間報告を報告

議事概要：

（１）中国産冷凍食品による食中毒事案の確定症例のまとめ

○ 事務局説明（資料 1－1）

いずれの症例も一度は症状が消失している、PAMが奏功している、一例、当初は、膵炎を疑った特殊な症例有り。

● 表中（なし）の意味は？

○ 投与量不明の意。

● 膵炎疑いについては、アミラーゼ上昇以外に疑う根拠があったのか。

○ 腹部CTで腫大有り。

● 可能なら、症状消失後の腹部CTと比較できれば、有機リンによる症状であったかどうかはわかるはずである。

● PAMが効くのは摂取後 5 時間以内といわれているが、この 10 例ではどうだったのか。

○ いずれの症例も夕食で食べて、翌日有機リンを疑った治療が行われているので、24 時間後ではないが、5 時間以上は経過してからの労世である。

● よくまとまっているので、個人情報等に配慮してまとめて欲しい。

（２）都道府県からの相談・報告事例のまとめ

○参考人説明(資料 1－2)

●1,086 名の中で、必要に応じて都道府県等に再確認を行ったものの明らかな有機リン中毒を疑わせる所見は得られなかったと言うことか。

●松戸市の事例は入っているのか。

○入っている。有機リン中毒の疑い、というような記載があるものについて、この事例も含めて、都道府県等まで確認したが、新たに有機リン中毒を疑わせるような所見は得ることはできなかった、ということである。

●コリンエステラーゼを測っている例はあるのか。

○医療機関が有機リン中毒を疑って検査した事例が少なくとも17例あり、いずれも血中コリンエステラーゼ活性の低下が認められなかった。

●17例疑っている事例があつて、いずれも低下していないのであれば、回収食品の検査結果と併せて考えれば、10例以外に有機リン中毒事例がない、というのは、かなり確からしいのではないか。もちろん、確定的にいうことはできないが、この相談・報告事例については、これ以上追いかけてもこれ以上の情報は出てこないのではないか。

(3) 当該中国産冷凍食品による食中毒事案に関する回収食品の検査状況の概要

○事務局説明(資料1-3)

●問題になった餃子の同ロットからは、残留農薬レベルでも検出されていないと考えて良いか。

○確定10例の食品及び喫食した人はいないが、異臭例として、報道された食品以外から高濃度に出た物はない。

●何袋輸入されていて、どれくらい回収されて、どのくらい検査を行ったのかわかるようにしてほしい。

●(2)の相談・報告事例で食品を検査している例はあるのか。

○あるが、いずれも検出されていない。相談・報告事例の検査結果については、ロットが特定できない物が多い。

●当該ロットについて、だいたい一割くらいしか回収できていない、ということは、残りは食べられている可能性が高く、食べて相談してきた人の中でも(2)で見たように、有機リンを強く疑わせる事例はなかったということは、本当に限定された汚染だったといえるのではないか。

(4) 中国産冷凍食品による薬物中毒事案の実態把握に関する調査(中間報告案)

○事務局説明(資料1-4)

●説明した方向でまとめていだろう。

●(1)(2)(3)を個別にまとめるだけでなく、(2)(3)を併せれば、非常に限定的な汚染であったことが疑われることが明らかなので、そういうまとめ方をしてほしい。

○ご意見を踏まえて再度案を作成し、委員に送付させていただく。